

宝永五、六年の朝幕関係について

渡 辺 優

はじめに

本稿では、宝永度の内裏造営を起点にし、家宣の將軍就任、近衛基熙の太政大臣任官があつた宝永五（一七〇八）年から翌六年の朝幕関係を跡づけたい。

この時期の朝幕関係については、これまで見過ごされてきたように思われる。その理由は、研究が新井白石に注目が集まっていたこと。家宣の將軍在位が短期間（宝永六年と正徳二年）であつたことなどがあげられる。また、これにふれたものでも宝永、正徳期の朝幕関係は近衛基熙は將軍家宣の岳父であることから「良好」であつたと述べられているだけである。^① いろいろと検討した結果、朝幕関係が「良好」であつたと結論をだしてもかまわないが、まず、何が、どのように「良好」であつたかをあきらかにしていかなければならない、と考える。

主として使用する史料は『基熙公記』（陽明文庫所蔵）である。^② 使用する史料上、基熙中心に論を進めるが、まず宝永五年三月八日におこつた京都洛中の大火（宝永の大火）により焼失した内裏の造営についてとりあげる。^③ 次に近衛基熙の太政大臣任官について見ていきたい。この基熙の任官は、江戸時代に入り公家でははじめてのことであつた。そして最後にこの時期の近衛基熙の位置づけを試みたい。

一 宝永度の内裏造営について

1 経過

宝永五（一七〇八）年三月八日、京油小路より起こつた火災により内裏は焼失した。幕府は直ちに御所造営と来春に予定されている東山天皇讓位の件を老中奉書で所司代松平紀伊守信庸へ伝えた。

内々仰出候御讓位・御受禪来春可有御沙汰候、然者新殿(慶仁親王)

東宮御移徙以後御元服其後御即位可有之段、弥可為思

召次第候、且又 禁裏御普請之儀爰元御物入も外候故、

御普請御急被遊候者御物入も弥相増、又者下々迄可及因

窮段如何与被遊 叡慮候故、少も御急不被成旨被聞召儀

に被人御念候御事と思召候得者、御普請随分無油断可申

付之由被 仰出候、此旨両伝(柳原資康・高野保春) 奏衆へ廻可被相達候、恐

く謹言

三月十六日

井上 河内守正岑

大久保加賀守忠増

秋元 但馬守喬朝

土屋 相模守政直

松平紀伊守殿(信庸)④

右の奉書によれば、讓位・受禪は来春挙行し、新殿へ東宮の移徙のち元服即位を行うこと、内裏普請については、幕府にも物入が多いので性急には行わず、念を入れ行うことなどを武家伝奏へ達するように申し送っている。

この奉書の旨は二十一日に朝廷で披露された。そして、朝廷でも、これを受ける形で、1、来春予定の讓位・受禪は仮殿で行うこと。2、内裏造営終了後、新帝(慶仁親王)中御門天皇が遷幸すること。3、慶仁親王の元服は仮殿では調い難いので新殿への移徙以後、元服、即位の順で行う。4、し

たがって、内裏造営は性急には行わない。5、女院御殿は女院入内の節に沙汰する。6、春宮御殿は不用のこと、等の方針が確認された。

ところで、この頃関白近衛家熙は、しばしば近衛基熙と内裏造営について「閑談」している。例えば、『基熙公記』には、「内裏造営之間事也、例諸司代紀州不道候」(四月六日)、あるいは「当時造営間事等毎事不事行諸司所存不足也」(五月一日)などと内裏造営について所司代松平紀伊守をはじめとする普請関係者への不満を記している。内裏造営に関する取り決めは、必ずしも円滑に行われていなかったことが推察される。そして五月十一日には「内裏造営之事毎事可応仰旨、自関東下知所司代云々」と、所司代松平紀伊守が幕府からの下知として、毎事將軍の旨に応じるべき旨を、関白家熙に伝えていた。五月十四日に博陸は、所司代松平紀伊守と言談した際の結果について「内裏造営間之事、毎事関東篤実」と基熙に感想を述べている。

九月二日には斬始が行われた。その後の実際の作事の内容について、宝永六年三月二十四日条にはつぎのようである。

- 一、内侍所内宝箱段之階木口木ノ階ニ改はめ取除西方上り高欄ニ可仕事
- 一、紫宸殿簀子良方御指図之通ニ可改事
- 一、同所簀子乾角方可改事

一、長橋廊下拭板清涼殿落縁并ニ仕同ヌメ敷居取払可申事

一、長橋南ノ方内外共一式ハメニ可仕事

一、殿上南側一式ヌメ敷居取可申事

一、殿上之上戸ノ妻戸西方え開候様相見之間東方え開候可仕事

一、殿上棹間横木ニ通有之候、上ノ木取可申事

一、床子座北柱丸柱ニ可改事

一、陣座寄敷居取候事

右相違之間、最前之御殿之通ニ可改作候

一、軒廊陣座宜陽殿并藤所此度様少々相違候様ニ相見候、先規之通相違無之哉、猶遂吟味可窺事

一、軒廊紫宸殿陣座作合柱間等最前之ト相違候様ニ相見候、最前之凶ニ合セ作合ト相見候様ニ可改事、但以凶可窺事

一、常御殿下殿等北へ二間同前御作法之時相支候間板敷ヲ上ケ申事

一、御殿中御上段塗縁已外此度悉白木ニ可改事

内侍所や紫宸殿、陣座などの十二箇所について、回縁、敷居の様式、材質、あるいは軒廊の広さなどの改作を記している。これは少なくとも右にあげた十二箇所について、以前閑白家照より基照を通して幕府側へ「先格」の規格にするかど

うかを尋ねたところ、この日庭田前大納言重条、高野大納言保春両武家伝奏から所司代より「可為如先規」との返答があった内容である。この四日後の二十八日には近衛基照は京大工頭中井主水正知と対談している。これは詳しい事柄は記されていないが、この改作の次第を受けてのことと思われる。宝永六年八月十三日には、摂政家照の書付が送られてきた。内容は次のとおりである。

(近衛家照)

自撰政今度新内裏御普請所々不叶旧儀事有之、仍以書付被達諸司代云々、此事先日委細申候、去年以来東武下知

以外之事共也、子細難記、然而去三月以後自当大樹聊有

内意哉、雖然去年既治定之間不及委細事哉、所詮此辺毎事急々之御所望而已、仍及此沙汰者也、心中之事難記候

このように、基照は摂政家照より所々の普請について「旧儀」にかなわないうことを伝えられた。このことは、三月以後の將軍家宣の内意か、といふかりながら幕府への不満を示している。

また、八月十五日には、基照は摂政家照と言談した際、内裏普請のことにもふれ、「新内裏先日之外數十ヶ所作違云々、言語道断次第也」とある。九月四日には、摂政家照から基照宛の書状では、「禁裏御普請所々改作事、(庭田重条・高野保春)両伝奏・議奏等相共巡見、其後書付遣諸司旨也」と、武家伝奏や議奏衆が紫宸殿、清涼殿、記録所の唐戸、踏石、回縁の改作箇所について

巡回し協議されたことを伝えてきている。このような経過を経て、九月二十六日には、新造御所の請け取りは行われ、十一月十六日には、中御門天皇^⑧の移徙が行われたのである。

2 服忌とのかかわり

(1) 綱吉の薨去

宝永六（一七〇九）年正月十日に五代將軍綱吉は薨去した。十四日には京中にも触れがされた。翌十五日には内裏普請はとりやめられている。

綱吉の薨去は貞享元（一六八四）年に幕府が服忌令を規定して以来、はじめての將軍の死去であった。幕府では、故綱吉にかかる忌服期間をどのように処理すればよいのかが問題となった。幕府は家宣の側用人である間部越前守詮房を通じて基熙と幾度か綱吉の服忌をどのくらいにしたらよいか、問い合わせている。

基熙は正月二十五日付けで次にあげる箇条を間部越前守へ申し送っている。

- 一、今度御忌服事、被用一年御服候哉承度候事、若一年を被用候者、將軍 宣下以下明年春迄も御延引にて御座候哉、退て加愚案候処、為養子着服之事古今先例可在其人之志事之様相見候歟、然者今度事御忌ハ

五十日・御服八百五十日可為的当理歟之由存候事

- 一、右之道理候へハ、將軍 宣下等ハ九月比を被用可然歟と存候事

一、禁裏仙洞造營之事、定而五旬已後可被仰付哉と存候、弥左様に被仰付可然かと存候、子細ハ凡太神宮諸社造營修理等ハ各別之事候、造内裏等二三ヶ月相延申候とても少も不苦事候歟之事

- 一、両院御殿御造營畢已後御移徙以下之事、被扨吉月候までの事候へハ、何之障無之候哉事

一、右之子細ニ付 御讓位之事、（東山天皇）主上ニハ一日も早くト被覚召由候へとも、強て此段 主上御願にてハ無之、第一女中なと一日も早く御讓位ヲ願はれ候よし、又諸臣之中にも左様ニ存候人有之候由ニ候事

一、御讓位御即位以下ニ付、先年毎事省略散ぐ之儀等有之候、至于今諸人嘲哂、此事殊諸役人困窮仕候、何とそ此節近例ノ通ニ御沙汰なされ被進候様ニと願存候事

- 一、御讓位若四月なとにても御座候へハ、院布衣始以下取加、別而事かしましく罷成申へくと存候事

（後略）

これによると、1、忌服を一年とすると、將軍宣下は明年春になつてしまうため、先例にならない、家宣は養子のため、

今回は忌を五十日、服を百五十日とするのが道理ではないか。2、ゆえに、將軍宣下は九月ごろが適當ではないか。3、内裏造営は忌明けの五十日以後にし、二、三月延びても差し支えないであらうか。5、讓位即位以下については、先年毎事省略し、散々であつたので諸人嘲哂している。殊に諸役人困窮しているので近例の通りに進めてほしい。6、讓位の時期は、もし四月頃行ふと院布衣などを取り加えなければならなくなるので、この時期に定めないう暗に促している。

以上から、とにかく讓位は七八月頃、院の移徙と「其地」(幕府)より仰せ入れらるるように。また、讓位要脚などのこともあり、先に幕府は所司代松平紀伊守を通じて朝廷に言上したが、心良くない返事であつたので、公武のためにはよくない。したがって内裏、仙洞両御殿六、七月造営終了予定であるから、讓位は七、八、九月の間にと、「其地」(幕府)より仰せ入れらるるようにと、「密々」に願う旨を基照は家宣側用人間部越前守に伝えている。二月二十日には基照に家宣御台所熙子側用人堀源左衛門正勝より間部越前守の内意を伝える書状が届いた。

一、今度御忌服之事、被用一年御服候哉、被聞召度思召候旨奉得其意候、御忌五十日・服十二月御用之御事
ニ御座候、將軍 宣下者御忌被為明候て先御代替之御礼諸大名・諸役人・諸旗本申上、其以後將軍 宣

下之御事御先代之御例ニ御座候得者、今度も其御格式ニ可有御座御沙汰云々、尤、御忌被為明候已後御服者無御構御先例ニ御座候得者、四月五月之比將軍宣下之御沙汰可被仰進哉と奉存候

一、両院御殿御造畢御服移徙已後御讓位御儀ニ付、思召之御事

一、御讓位 御即位以下ニ付、先年毎事被省略之儀有之、諸人嘲哂諸役人困窮仕候得者、此節近代之通御沙汰被成、被進候様ニと之御事

一、御讓位之御時節七・八・九月之間ニと被仰進候様ニと之御事、依之近代御讓位之御吉例御書付、右之段々思召之通逐一言上仕候、万事御首尾不宣候得者、公武之御為如何と 思召之旨、乍憚尤之御儀奉存候
△後略▽

1、綱吉の服は一年を用いる服かどうかということの家宣は思召になつたので、忌を五十日、服を十二月用いる、としている。2、先代の例にならぬ、將軍宣下は忌明けて代替わりの礼、將軍宣下を行う。3、尤も、忌明けて以後は差し支えないことと、先例にあるので、四、五月頃將軍宣下の沙汰があるよう進めてほしい。4、両院御殿造営終了以後、移徙讓位の順と家宣の思召である。5、讓位、即位以下について先年は毎事省略があつたので、諸人は嘲哂し、諸役人は困窮

したので、これは近代の通り沙汰すること。6、讓位の時節は、七、八、九月の間に行いたいことや近代の例などは思召のとおり家宣に言上した。7、以上のことを家宣の思召を逐一言上し、万事よくなかつたら、公武のためどうかとの基熙の思召は至極もつともであるという、内容であつた。これらは、基熙の願いに沿つた形となつた。

(2) 浄光院の薨去

綱吉の御台所浄光院も綱吉薨去後まもなく宝永六年二月九日に薨去した。幕府から所司代松平紀伊守を通じて、十六日に庭田前大納言、高野大納言両武家伝奏に浄光院薨去が伝えられた。

綱吉について浄光院の忌服は、どのように内裏普請とかかわってくるのか、朝廷でも幕府でも協議された。

内裏普請について、二月十七日には、次にあげる靈元上皇の旨を梅小路中納言共方、藤谷前中納言為茂両院伝奏が武家伝奏庭田前大納言へ伝えた。

禁裏(秘) 御所方御普請之儀こなたにさへ御構無之候者、紀伊守心得にて御中陰之内にも取懸り候様ニと関東へ可申遣哉之旨先日申上り、其節此義ハ一筋有之事候へとも御中陰之内(御中陰カ) 候事先例も御被遊候間、(御中陰カ) 明候て御沙汰可然思召候由被仰出候、然処浄光院殿薨去候去

浄光院殿御事ハ故大樹(綱吉)とハ御ちがいも候間、紀伊守ハじめ御普請にかゝり候輩不混穢候やういたし、来月早々(東山天皇)被始候様ニと紀伊守へ可被仰遣思召也、此段禁裏へ可言上之由也、(後略)

内裏御所普請はしばらく中断しているので、所司代松平紀伊守の裁量により、中陰の内にも取り掛かることを、幕府へ申し遣わすのはどうかとの旨を先日靈元上皇側に申し入れた。靈元上皇の思召は、この件は中陰の内に、普請したとの先例もなく、中陰明けて沙汰することが適當である。しかし、將軍であつた故綱吉とはちがうので、紀伊守はじめ普請にかかわるものは、穢がまざることがないようにして、来月早々より普請再開するよう所司代松平紀伊守へ仰せ遣わすようにとの内容であつた。また禁裏(東山天皇)も「仙洞(靈元上皇)思召と御同前之由」の旨であつた。さらに院伝奏梅小路中納言は、「密々」として先日靈元上皇の思召の趣を院付武士山田伊勢守、所司代松平紀伊守へ申し達し、穢がまざることがないようにと了解している旨も武家伝奏庭田前大納言に伝えている。

これをうけて、翌十八日には庭田前大納言、高野大納言両武家伝奏が所司代松平紀伊守のもとへ赴き、幕府へ仰せ遣わすことは、靈元上皇も同意である旨を伝えている。

昨日被仰出候思召之趣、関東へ可被仰遣哉否之儀、被尋

下候御念入候御事なる程被仰遣可宜之旨被申之通令言上候左様候ハ、弥可被仰遣之間、関東へ宜被申達候様と御気色候、則書付相渡了者候へハ、奉り早速関東へ可申越之由申之書付者昨日御覽之通也、（綱吉御台所信子） 巫相殿御政務此節御手紙可有御座候承ノ御精進之上、（浄光院殿葬去ニ付、弥御精進御統被成候得者、御機嫌之程無御心元思召候、此度之儀被准御養母卅日五ヶ月之御忌服ニて、其内廿日之御日数も立候者、早速御精進被為解候様ニと御沙汰候、旧冬麻疹御煩之御諮候者、別て無御心元 思召候、此段関東え宜被申入之旨、御気色候、以上

二月十八日

庭田前大納言（重条）
保孝

高野大納言

松平紀伊守殿（信庸）
④

二月二十九日には、関白家照は基熙宛に書状で、浄光院の服忌の期間は一応養母に准し、忌三十日、服五十日とする、内裏御所普請は、来月早々再開する、浄光院へ贈従一位を願うなどといった武家奉書の内容を所司代松平紀伊守より窺った旨を伝えている。

このように、内裏普請については、綱吉、浄光院の服忌による穢をさけるように考慮しつつ、幕府、朝廷で討議されたのである。^⑤

二 近衛基熙の太政大臣任官について

宝永六年三月二十五日、関白家照は基熙へ来春に予定されている天皇元服のため太政大臣に任ぜられることを申し述べた。約半年後の九月八日には、東山天皇の旨を伝える形で簡大納言隆賀が基熙を訪ねた。

以下はその内容である。

（東山天皇）
新院仰云明春可有 天皇元服加冠之事可勤仕、且相国之事可拝任、若依病氣雖不能其儀暫時令拝任可讓撰政旨可相存之、弥於令状者近日可被仰関東御内意之旨也者申御請言畏承了、第一御元服之事近来不及御沙汰今度再興事所令歎喜也、依仍即闕之事可拝任之旨頗余慶不過之、尤雖可固辞事当時無其仁上者不論是非畏了、此旨宜敷被奏之者彼巫相示云心中令安堵了、兼て 院御気色若雖無領状強可進申旨固所蒙仰也、然即令被申領掌於一身歎喜不過之旨返々歎喜了、抑相国事（近衛前久）東求院殿以来五家并清華等拝任似断絶今度於御元服事愚老可任之条頗似有面目於当世耀無比肩人今日亦如此是有神明哉、讓撰政者既父子極榮花可慎々々

整理すると、1、基熙が明春行われる天皇の元服の儀式で加冠役を務めること。同時に、相国（太政大臣）に任ぜられる

こと。2、もし、病気により加冠役を務めることができなくても、しばらく拝任し、後に摂政家熙に譲ること。3、それを承認するなら近日中に幕府へ申し入れる、というので基熙は畏まって御請けした。基熙はこのこと大いに欣喜している。

続いて、基熙は自分が知るところの太政大臣について次のように記している。

又相国事東求院殿以来子細無知人、此事 後水尾院・後西院仰慥承之、既難記委細日記少く焼失、依無事序不慮打過今日思出趣聊注之莫謂くく、凡相国事当時殊有名無実故、東武為贈官五家清華等不被任也、且為榮耀武威内々被思召定 若又有時節有御元服御沙汰等者武家拝任相国可有加冠儀哉之旨兼く被仰武辺云々、但此事不及広云々、今日於関東既無知右件子細人哉、朝廷尤定て雖可有注置人等閉口哉、去年御元服事被仰関東之首尾曾以不存之、(近衛家熙)攝政召以無音事濟後被談之、其時愚老不慮忘却不令沙汰所詮叶時宜者哉、所察世人愚父子相企如此哉之由可存候哉、於愚老不願之不出無私意奉任神明仏□者也 基熙は太政大臣について東求院(近衛前久)以来子細知る人がなく、かつて後水尾天皇、後西天皇からの仰せを思い出してみると、当時、太政大臣は「有名無実」となっていた。また、武威を示すため東武(將軍)に贈官していたこと。天皇の

元服の役儀のさいには、武家が太政大臣に拝任し、加冠の役を務めることを、以前より武家方は申し出でていた。ただし、このことについては、広く行き渡らず、今日幕府ではこの子細を知る人はいないこと。朝廷方は、注記する人があつても、口を閉ざしていること。去年御元服について幕府へ仰せられた首尾は全く知らず、摂政が処理した後に話を聞いたことなどを書き留めている。

幕府側でも基熙が太政大臣に任官されることについて、新井白石、間部詮房の間で協議している。詳しくは述べられていないが、『新井白石日記』九月四日条には、「越前守殿対談、太政大臣考之事被仰せ」と記されている。これは、時期的にみて故綱吉、家宣両將軍のことではなく、基熙の太政大臣のことと思われる。

また、九月二十九日には、將軍家宣御台所照子御側用人からの種々の問い合わせとともに、照子からの書状が届き、基熙が「愚老可任相国事如不可辞退猶被蒙仰者可申領状、且又如此事家門榮耀悦思給之由懇切也、可通大樹内意旨也」と記しているように、基熙に太政大臣拝任を承諾するよう強く勧め、またこれは近衛家にとつては「家門榮耀」であると伝えられている。

十月九日には、庭田、高野両武家伝奏が基熙と対面し、太政大臣就任を申し入れた。相国宣下は十月二十五日行われた。

基熙は近衛前久以来、公家ではじめて江戸時代に入り太政大臣に就任した。

ところで、この相国宣下で基熙は名目上では中御門天皇の「来春御元服」のため任じられている。しかし、九月八日の櫛笥大納言との対談でもわかるように、基熙も周囲も当初から太政大臣を摂政に譲ることを前提にしていたようだ。

十一月一日条には、次のようにある。

(庭田重条・高野保春)

(東山上皇)

武家兩人來伝、新院仰云、相国事去廿七日申辞退之事被聞召、起居不自由仍拝賀等之事一向難勤旨申条同被聞召、雖然扶老屈御元服時節可勤仕旨御懇云々畏承了、但所勞数年、当時別て雖加保養痼疾之間無其減、只辞退之外無術条、能く可令沙汰給旨相示了

任官されて二日後には基熙は健康上の理由により太政大臣を辞退する旨を申し出ている。これに対して、東山上皇は、「扶老屈」してでも、つまり杖をついてでも、中御門天皇の元服の役儀を勤めるよう切望している。しかし、基熙は辞退の意志がすでにかたまっていたようである。

十一月五日には、

(庭田重条・高野保春)

(東山上皇)

兩伝奏於閑所申云、兼所申入之辞退事令奏、新院被聞召了、即明日兩伝奏向諸司方辞退之事可仰出、又相国事可被讓攝政旨兼所有御沙汰之趣可相違閑東旨被仰出旨也、畏悦々々、猶能可令沙汰給旨示了

東山上皇も基熙の太政大臣辞退の旨を了承した。庭田・高野兩伝奏は所司代松平紀伊守へ基熙の辞退を伝えるとともに、摂政家熙に太政大臣は譲る趣であることを幕府へ達するよう伝えることとしている。

このように、基熙は、中御門天皇元服儀式において加冠役をすることなく、任官期間は十月二十五日から十二月九日まで短期間のものであった。

天皇元服加冠の役儀は、摂政たる太政大臣が行うことが慣例となっていた^⑩。勘案すると、当初から太政大臣は前左大臣基熙よりむしろ摂政家熙が任官されるのが適當ではないか。基熙自身、「於当世榮耀無比肩人」と自負していること、東山上皇から太政大臣拜任を勧められたときに、「尤雖可固辞當時無其仁上者不論是非畏了」とあるように、一線を退いても朝廷である程度の役割を果たしていたように思われる。また家宣が將軍に就任して以来、幕府は数々「用事」として、主に有職故実に関する事柄を基熙に問い合わせていた。

三 基熙の対人関係について

宝永六年九月七日には、関東に下向していた近衛家家僕進藤大和守泰通から基熙宛の書状には、將軍綱吉のときの政務は、何事も「不法」であり、当代の將軍家宣の政務は「難決」

していると察せられるが、側用人間部越前守詮房をはじめ、老中小笠原佐渡守長重、秋元但馬守喬朝ら「賢者」の働きにより政務は徐々に良好になりつつある旨を書き送ってきている。特に間部越前守については、基熙は日記に「古今無比類忠臣也」、「公武大切候人也」と記しており、間部の勤めぶりに目置いていたようである。

また、宝永七年正月二十三日には、摂政家熙から、所司代松平紀伊守を通じて將軍家宣が、皇室の由緒寺院である泉涌寺、般舟院へ香典を献じたのは、「雖無先例、有大樹思召被進之云々、尤親切之至也」とし、また江戸に滞在中家宣と対面した際には、「朝廷事等御親切之至、催涙感而已、先月以來毎々温和体愍、可謂聖君歟」とあり、基熙は家宣にたいへん好感をもっていたらしい（宝永七年五月十五日）。

しかし、これらのことは、基熙が家宣、詮房に対して、私的な感情を記しているに過ぎない。これらの記述から直に実際の政務においても両者の間が良好であったとすることは少し安易すぎるように思われる。

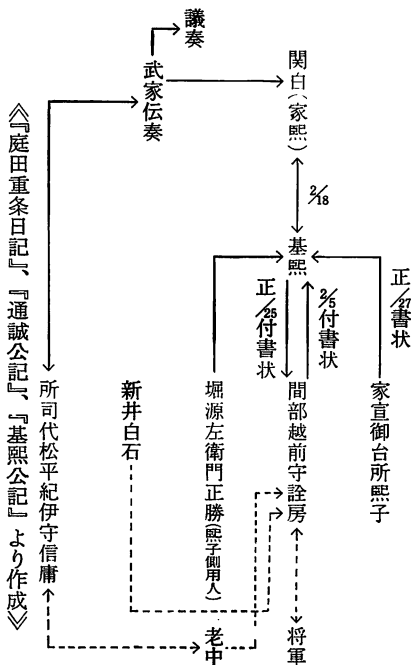
そこで次は、実際に朝暮における基熙の位置を見ていきたい。

家宣の將軍宣下を例にとると次のようになる。

宝永六年正月二十七日条では、熙子の自筆の書状が基熙のもとに届き、「將軍 宣下等之事、大概八月九月」になるだ

ろうことを伝えている。また、二月五日付の間部越前守から基熙への書状では故將軍綱吉の服忌をどのくらいに定めるかということとともに、幕府側は「四、五月之比將軍 宣下」を希望している旨を伝えている（二月二十日）、二月十八日条には関白家熙と閑談のさい、所司代松平紀伊守からいつごろ將軍宣下を行ったらいかがという問い合わせがあったことを話題にしている。

もちろん、このような私的な問い合わせのほかにも、所司代（松平紀伊守）——武家伝奏（庭田前大納言、高野大納言）——関白（近衛家熙）の正式ルートとの折衝も行われており、図に示すと次のようになる。（……は文意より推察）



図のような情報を取り交わしがそれぞれの間で行われ、三月三日には、所司代松平紀伊守信庸と、武家伝奏の間で將軍宣下の日時、勅使関東下向について協議された。

將軍 宣下之事、関東御障中明候て、早速被 宣下一会相済候以後、

御讓位御受禪可有沙汰、先日被仰聞候趣相違候処、將軍

宣下勅使其外御使等四月廿六日江府御着候可相談之旨

申来候間、為御心得申と候尚又追々」 「候、以上

三月三日 松平紀伊守(信庸)

高野大納言殿(保卷)

庭田前大納言殿(重冬)

このような経過をへて、五月一日に家宣の將軍宣下、六月二十一日には東山天皇の讓位、慶仁親王(中御門天皇)の受禪が執り行われた。

次に基熙の対人關係を示した。時期を宝永六年正月から九月迄と限定した。また人物も基熙との關係をより明確にさせるために左にあげる特定できる人物に限定したものである。

家熙との閑談の内容は、多くは「閔白被来暫言談」と詳しくは記されていないが、例えば「公武間事」(二月二十一日条)について話し合ったなどあるように、政務に関わることもあったようである。

熙子からの書状は、大五郎君や奥向きの様子を伝えている

基熙対人表(宝永六年正月〜九月)

人 名	閑 談	詠 草	訪 ね	贈 る	贈 物 届	書 付 送	書 付 届
家熙(閔白)	49	1	9	2			
家久(左藤)	36	2	1	1			
熙子(御台所)					1	1	
関東(間部、堀)					4	7	
中井主水正						7	
所司代(松平紀伊守)	2	4					
							4

〔基熙公記〕による。数字は回数を示す)

が、家宣の内意を伝えたり、あるいは「自御臺祇候者、例如有密書、用事等多也」(七月八日条)とあるように、密書の形で政務の問い合わせを行ったと思われる。

関東では、間部越前守や熙子の側用人である堀正勝からの「関東之用事」に関する問い合わせである。中井主水正とは、御所造営について言談したと思われるものである。所司代松平紀伊守が少なく思われるのは、この時期基熙は公的には一線を退いているからであり、直接的な關係が少ないのはむしろ当然のことである。

宝永六年正月から九月までの間しかとりあげなかったが、幕府の「用事」が問い合わせられるのは、家宣が將軍に就任してからである。この時期の基熙は、幕府、朝廷双方におい

て有職故実などに関して大きく役割を果たしていたように思われる。

また、第一章でとりあげた宝永六年二月二十日条の基熙から家宣側用人間部越前守宛の書状では、故綱吉の忌服の取り決めに關して、家宣の將軍宣下、東山天皇の讓位、内裏御所普請の日程をいつ頃にするかについて、次の記事がみられる。

一、右之子細ニ付、御讓位之主上（東山天皇）ニハ一日も早くト被思

召由候へとも、強て此段 主上御願にて無之、第一

女中なと一日も早く御讓位ヲ願われ候よし、又諸臣

之中にも左様ニ存候人有之候由ニ候事（中略）▽

一、御讓位若四月なとにても御座候へハ、院布始以下取

加、別而事かしましく罷成申へくと存候事

右之子細共有之候へハ、兎角御讓位七、八月比 院御移

徙と自其御地被仰入候様ニ致度存左なく候てハ、京（マ）にて

諸事おつかへも可有之候御讓位御用脚（マ）などの事まで諸司

代承申候て其御地へ言上之事候へハ、彼是ニ付事わさま

しくと存候へハ、公武の御ため不宜儀可有之候歟、所詮

只兩 院御殿六、七月之間ニと其地より仰入られ候様に

と返々相願申候（後略）▽

朝廷内で、東山天皇の讓位の日程を一日でも早く行ふ、また時期は四月頃執り行いたい、とする動きがあったことを基

熙は察知していた。これらの動向を抑えるため、基熙は家宣側用人間部越前守に幕府から説得するよう暗に促している。このように、時として基熙は幕府と朝廷の間にたつていわざわざ調停役のような役割を果たしていたと推察できる。

おわりに

以上、宝永度の内裏普請を起点にして、太政大臣任官など基熙を中心にして、朝幕関係の在り方を跡づけてきた。最後に若干のまとめと今後に残された課題を述べてむすびにかえたい。

宝永度の内裏造営は、將軍家宣になつたとき、先格に整えようとする動きがあった。しかし普請の取り決めは、前將軍綱吉の段階で決定されており、実現するに至らなかつたのである。内裏造営に限らず、幕府の対朝廷政策について、何が綱吉段階で取り決められ、何を家宣は引き継いだのかということを検討していく必要がある。ここではふれることはできなかったが、綱吉の段階で宝永度の内裏造営では、七四三六坪の敷地が拡張されている。これは、前回行われた延宝度に對して約五二%もの増加であつた。

基熙の太政大臣任官は、名目上は中御門天皇の元服のための加冠の役儀のためとはいえ、公家では天正十（一五八二）年

近衛前久が太政大臣となつて以来のものであつた。これ以後、天皇元服の加冠役は太政大臣が行うことになる。

家宣が將軍に就任して以来、すでに一線を退いている基熙は公的ではなくても、子である関白近衛家熙、家宣側用人間部越前守詮房を介して朝廷と幕府の間を往復するような役割を果たしていた。この基熙の役割は、基熙の個人的能力によるところが大きいと思われる。この役割が最大に發揮されるのは、閑院宮の創立、朝鮮通信使の応接儀礼を新井白石とともに整えたことだと考える。これを個人的な恣意性で留めることなく、幕府、朝廷機構の中で政策決定のメカニズムでどのように位置づけられるのかを考えていく必要があると思われる。と同時に、やはりこの時期の公的なメカニズムを明らかにすることも不可欠であろう。宝永期は靈元上皇が院政を行っていたときであり、この院政の動向と基熙がどのようにかかわってくるのか明らかにする必要がある。以上、残された課題は多いが、他日を期してひとまず稿を閉じたい。^②

注

- ① 徳富猪一郎『元禄享保中間時代』（『近世日本国民史』第二十卷、民友社、一九二六年）、三上參次『江戸時代史』（富山房、一九四三年、復刊、講談社学術文庫、一九七六年）、栗田元次『江戸時代史』（内外書籍『綜合日本史大系』第九卷、一九二七年、復刊、

近藤出版、一九七六年）、同『新井白石の文治政治』第六「皇運の確保と文化の促進」石崎書店、一九五二年）、宮崎道生「白石と近衛基熙」（『日本歴史』一五三号、一九六一年）など。これらには、『基熙公記』が多く引用されているが、白石と基熙の関係、家宣の尊皇思想といった形で利用されている。ただし、徳富『元禄——』は、『基熙公記』に拠りつつ論述しており、特に第五章では「近衛基熙」を設けている。

② 『基熙公記』は近衛基熙の筆による。寛文五（一六六五）年七月から享保七（一七二二）年まで一部を除き欠年なく残されている。なお、基熙は慶安元（一六四八）年生まれ。元禄三（一六九〇）年正月十三日から元禄十六年正月十四日まで関白を務めている。今回対象にした宝永五、六年は、基熙は政務の一線からは退いているが、子家熙が宝永四（一七〇七）年十一月二十七日より関白、宝永六年六月二十一日には摂政に就任している。また女熙子は延宝七（一六七九）年十二月に家宣に嫁いでいる。したがって、当時基熙は関白家熙の父であり、將軍家宣の岳父である。なお、煩雑を避けるため『基熙公記』からの引用箇条については本文中に月日を示し、注は省略する。

③ 近世の内裏造管は、慶長度、寛永度、承応度、寛文度、延宝度につき六度目であつた。それぞれの造管の理由は慶長度は家康の進上によるが、他はいずれも火災によるものである。なお、内裏造管を扱った代表的な論著としては、以下のものがある。平井聖『中井家文書の研究』全八巻（特に宝永度については、第五巻（中央公論美術出版、一九八〇年）、藤岡通夫『新訂 京都御所』

(中央公論美術出版、一九八七年)。これらは、建築史の立場から論述している。また、大名の手伝普請の立場からは、善積美恵子「手伝普請について」(『学習院大学文学部研究年報』十四、一九七六年)の中で御所について述べられている。

④ 『通誠公記』宝永五年三月廿一日条(宮内庁書陵部蔵)

これは久我大納言通誠の筆による。当時通誠は宝永六年三月十八日内大臣就任まで議奏衆であった。

⑤ これまでに行われた内裏造営はほぼ一年の歳月を要している。今回もそれに相応する期間で普請するものと考ええる。

⑥ 来春に慶仁親王の受禪が予定されていたため、造営期間を勘案して春官御殿は計画されなかった。

⑦ 『通誠公記』宝永五年三月廿一日条

⑧ 関白近衛家熙のこと。

⑨ 近衛家熙は宝永六年六月二十一日より摂政となった。家熙の官職名の表記は煩雑になるが『基熙公記』中の表記に従い、本文には関白と摂政の両方で記している。

⑩ 中御門天皇は、宝永六年六月二十一日に、仮御所において受禪を行っている。

⑪ 書状の差出、宛名は、間部越前守詮房から近衛家家僕進藤筑後守長房宛となっている。

⑫ 浄光院は鷹司教平女信子である。信子は寛文四(一六六四)年九月に綱吉に嫁いでいる。

⑬ 『庭田重条日記』宝永六年二月一七日条(宮内庁書陵部蔵)

庭田前大納言重条は、宝永五年十二月十三日に武家伝奏に就任し

ている。

⑭ 『庭田重条日記』宝永六年二月一八日条

⑮ 本文では、將軍綱吉と御台所浄光院について述べた。また、幕府から内裏普請奉行助役の大名について『徳川実記』宝永六年四月二十三日条に次のような記述がある。

さきに 禁廷造営の助役奉りし本多能登守忠常うせたるをもて。松平下総守忠雅にかへ命ぜらる。

関連史料を見いだせなかったが、この本多能登守から松平下総守への交代の理由のひとつに、服忌、穢の問題がかかっていると考える。

⑯ 近衛前久(東求院)は、天正十(一五八二)年二月から五月まで太政大臣に就任している。

⑰ この基熙の記載については、事実関係も含めて多分に検討を要する。

⑱ 『新井白石日記』宝永六年九月四日条(『大日本古記録 新井白石日記』下、岩波書店、一九五三年)

⑲ 橋本義彦「太政大臣について」(『日本歴史』四一〇号、一九八二年)

⑳ 本文では、事実経過を述べたが、東園基長の日記『基長卿記』(『東京大学史料編纂所蔵』)には、基熙、家熙の太政大臣任官の記載がある。

① 宝永六年十月廿五日条

伝聞、太閤基熙公令任太政大臣、近代中絶之官也、近年依所勞不被参任、今度之義定而為恐悦哉(後略)✓

② 宝永七年十二月廿五日条

今日摂政前左大臣 家熙公四十四才 被蒙任太政大臣宣旨、〔中略〕

摂政太政大臣被参 院為慶申也、〔中略〕
来年正月一日天皇可有冠依加冠被任此
官云、〔後略〕

とあり、①と②を比較して、基長は、基熙については任官理由を認識していなかったようだ。また、基熙の就任期間が短期間であったのは、近衛前久を先例にしたものか。

②① 『通誠公記』宝永六年三月三日条

②② 家宣の子。宝永五年十二月二十一日誕生。母は家宣側室櫛笥隆賀女、於須免の方。

②③ 本稿は家宣が將軍就任前後の宝永五、六年に限って述べただけである。平井誠二氏が「江戸時代の婚姻―公家と武家の場合―」『姓氏と家紋』第六一号、一九九一年で述べられているように、基熙と家宣は熙子との婚儀当初からこのような密接な関係ではなかった。

〔付記〕

史料閲覧にあたって、お世話になった陽明文庫・東京大学史料編纂所・宮内庁書陵部の方々にお礼を申し上げます。

本稿作成後、高埜利彦「元禄・享保の時代」『日本の歴史』十三巻、集英社、一九九二年）、久保貴子「宝永正徳期の朝廷と幕府」『日本歴史』五三八号、一九九三年）がだされた。本稿はこれらとかかわることが多いことを断っておきたい。

（関西大学大学院博士課程後期課程）

本号の編集委員

柿本典昭（教授）

藪田 貫（教授）

中村仁志（助教授）

新谷英治（助教授）

木村修二（M1 日本史）

土屋信亮（M1 日本史）

塩 卓悟（M1 東洋史）

島田美保（M1 西洋史）

矢嶋 巖（M1 地誌学）